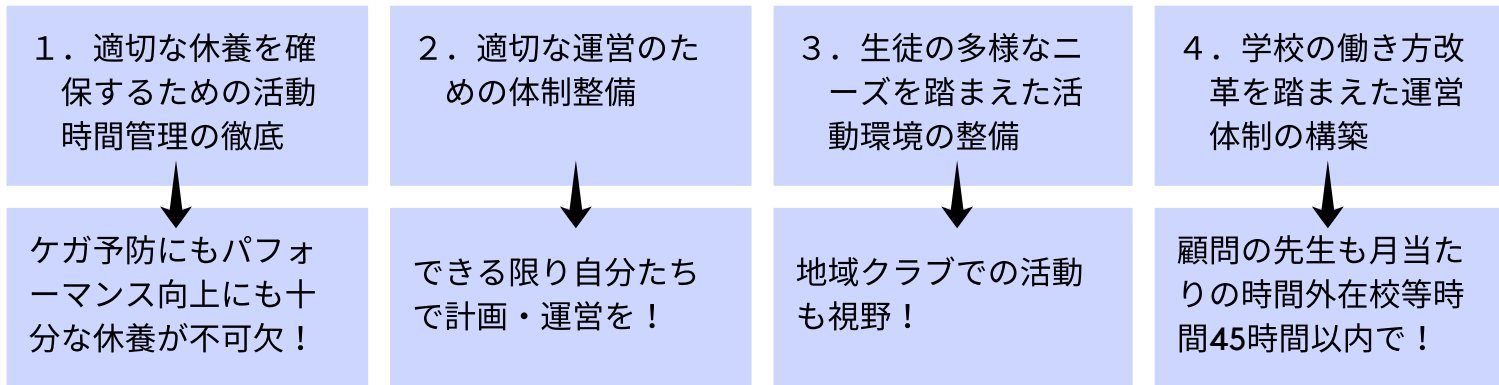


茨城県

「部活動の運営方針」改訂

本県では、中学校、高等学校等の部活動地域移行を推進していますが、移行期間の部活動について、フォローアップ調査の結果を踏まえ、スポーツ医・科学の観点から、生徒の心身の健康を最優先に考慮して取り組む必要があるため、活動時間の上限と休養日の設定を中心に運営方針を改訂しました。

方針の「4つの柱」



これまでの部活動...

- ・強制入部ではないけれど、みんな入っているから入らないと気まずい
(本当は他にやりたいことがあるのに...)
- ・多くが長時間の活動、練習試合、大会
(もう少し、趣味や勉強に使える時間が欲しい...)
- ・主に顧問の先生がメニューを指示 (受け身の姿勢...)

スポーツは、
義務であってはいけない
トップ選手でも、
週2回は体を休める
今、詰めて運動させ、
才能を潰してはいけない

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 (R4.6)」に関するスポーツ庁説明より

これから

○部活動は任意加入 部活動は、自主的・自発的な参加による活動

○活動時間管理の徹底

○適切な休養日の設定

	活動時間		休養日	
	平日	休日	平日	休日
国ガイドライン (H30～、R4改訂)	2時間程度	3時間程度	1日	1日以上
現行の県運営方針 (H30～R4)	2時間程度	中：3時間程度 高：4時間程度	中：平日1日、休日1日以上 高：週1日	
県改訂版 (R5～)	2時間上限 ※1	中：3時間上限 高：4時間上限 ※1	1日	中：1日以上 高：原則1日以上 ※2

※1：改訂版では、活動時間に限定（移動、準備、片付け等を除く）
※2：高校は、大会前、大会期間中は休日に連続して活動可

○活動実績の公表

- ・活動計画を顧問に相談しながら、できる限り自分たちで立案し運営
- ・活動計画とともに活動実績を学校ホームページに掲載

改訂版運営方針の
本文はこちら



よくある質問は
こちら



問い合わせ先
茨城県教育庁学校教育部保健体育課
☎029-301-5353

